

令和 6 年 6 月

第 4 回（定例会）

香 芝 市 議 会 議 案

香 芝 市

目 次

報第 1 1 号	令和 5 年度香芝市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について----- 1 頁
報第 1 2 号	令和 5 年度香芝市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について----- 4 頁
報第 1 3 号	権利の放棄の専決処分の報告について----- ----- 6 頁
報第 1 4 号	香芝市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の報告について----- 8 頁
報第 1 5 号	香芝市税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告について----- 1 1 頁
議第 4 1 号	香芝市長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例を制定することについて----- 1 4 頁
議第 4 2 号	令和 6 年度香芝市一般会計補正予算（第 2 号）について---- ----- 1 6 頁
議第 4 3 号	財産の取得について----- ----- 1 7 頁

報第11号

令和5年度香芝市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

令和5年度香芝市一般会計予算の繰越明許費は、次のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により報告する。

令和6年6月24日報告

香芝市長 三 橋 和 史

令和5年度香芝市一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位:円)

款	項	目	事業名	金額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				
						既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
							国県支出金	地方債	その他	
2 総務費	3 戸籍住民基本台帳費	1 戸籍住民基本台帳費	住民基本台帳事務	12,280,000	12,280,000	—	12,280,000	—	—	—
3 民生費	2 児童福祉費	3 児童福祉施設費	保育所給食運営事務	12,254,000	12,254,000	—	—	—	—	12,254,000
		12 物価高騰対応重点支援給付金給付金費	物価高騰対応重点支援給付金事業(こども加算分)	50,150,000	41,175,000	—	41,175,000	—	—	—
	3 生活保護費	1 生活保護費総務費	物価高騰対応重点支援金給付金事業	128,190,000	41,651,000	—	41,651,000	—	—	—
4 衛生費	1 保健衛生費	6 新型コロナウイルスワクチン接種費	新型コロナウイルスワクチン接種事業	3,300,000	3,300,000	—	3,300,000	—	—	—
	2 清掃費	2 塵芥処理費	ごみ収集及び処理事務	33,235,000	32,363,000	2,376,000	—	—	—	29,987,000
5 農林商工費	1 農業費	5 農地費	ため池防災対策調査計画事業(国の補正予算(第一号)分)	68,000,000	68,000,000	—	68,000,000	—	—	—
6 土木費	2 道路橋梁費	3 道路新設改良費	道路新設改良事業	6,000,000	4,150,000	—	2,051,000	1,800,000	—	299,000
		4 都市計画費	2 都市計画対策費	分煙施設整備事業	4,500,000	—	—	—	—	4,500,000
			バリアフリー推進事業	37,969,000	37,969,000	—	—	28,400,000	—	9,569,000
	6 街路事業費	6 街路事業費	街路整備事業(国の補正予算(第一号)分)	204,000,000	204,000,000	—	97,650,000	92,800,000	—	13,550,000

(単位:円)

款	項	目	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
						既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
							国県支出金	地方債	その他	
		8 スポーツ公園費	スポーツ公園整備事業	559,000,000	559,000,000	－	278,112,000	250,300,000	－	30,588,000
8 教育費	2 小学校費	1 学校管理費	下田小学校長寿命化改修事業	18,496,000	18,496,000	－	－	13,800,000	－	4,696,000
			学校トイレ整備事業 （国の補正予算（第一号）分）	281,000,000	281,000,000	－	82,773,000	198,100,000	－	127,000
			国道１６８号線歩道橋整備事業	60,000,000	60,000,000	－	－	－	－	60,000,000
合 計				1,478,374,000	1,380,138,000	2,376,000	626,992,000	585,200,000	－	165,570,000

報第12号

令和5年度香芝市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について

令和5年度香芝市下水道事業会計予算は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第1項の規定により、次のとおり翌年度に繰り越したので、同条第3項の規定により報告する。

令和6年6月24日報告

香芝市長 三 橋 和 史

令和5年度香芝市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				不用額	翌年度繰越 額に係る繰 越を要する たな卸資産 の購入限度 額	説明
						国庫補助金	企業債	負担金	損益勘定 留保資金			
1. 資本的 支出	1. 建設改良費	未普及対 策下水道 事業	円 253,000,000	円 0	円 253,000,000	円 57,731,000	円 195,200,000	円 0	円 69,000	円 0	円 0	他事業との 調整に不測 の日数を要 したため。

報第13号

権利の放棄の専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、権利の放棄について、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年6月24日報告

香芝市長 三 橋 和 史

専 決 処 分 書

香芝市債権管理規則（平成１９年規則第２１号）及び香芝市上下水道事業債権管理規程（平成１９年水道事業管理規程第８号）の規定に基づき、権利を放棄したことについて、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和６年３月２９日

香芝市長 福 岡 憲 宏

- | | |
|-------------|-----------------------------|
| 1 権 利 の 内 容 | 香芝市債権管理規則第２条第３号及び第４号に規定する債権 |
| 2 債務者及び金額 | 別紙のとおり |
| 3 放 棄 の 理 由 | 不納欠損処理を行うため |
| 4 放 棄 の 日 | 令和６年３月２９日 |

報第14号

香芝市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の
専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、香芝市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例について、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年6月24日提出

香芝市長 三 橋 和 史

専 決 処 分 書

香芝市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和６年５月９日

香芝市長 福 岡 憲 宏

香芝市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

香芝市個人番号の利用に関する条例（平成２７年条例第２６号）の一部を次のように改正する。

第３条第１項中「法別表第１」を「法別表」に改め、同条第３項中「法別表第２の第２欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の第４欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に、「当該特定個人情報」を「当該利用特定個人情報」に改める。

附 則

この条例は、令和６年５月２７日から施行する。

報第15号

香芝市税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、香芝市税条例の一部を改正する条例について、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年6月24日報告

香芝市長 三 橋 和 史

専 決 処 分 書

香芝市税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和６年５月３０日

香芝市長 福 岡 憲 宏

香芝市税条例の一部を改正する条例

香芝市税条例（昭和３２年条例第２号）の一部を次のように改正する。

第３４条の７第１項第２号中「及び第３号に掲げる寄附金（同条第３項の規定により特定寄附金とみなされるものを含み、法第３１４条の７第１項第２号に掲げる寄附金を除く。）並びに」を「から第４号までに掲げる寄附金及び」に改め、同号ロ中「金銭」を「当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金」に改める。

第５６条中「第６４条第４項」を「第１５２条第５項」に改める。

附則第３条の２を削る。

附 則

（施行期日）

第１条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

（１）第５６条の改正規定 令和７年４月１日

（２）第３４条の７第１項第２号の改正規定及び附則第３条の２を削る改正規定並びに次条の規定 公益信託に関する法律（令和６年法律第３０号）の施行の日の属する年の翌年の１月１日

（市民税に関する経過措置）

第２条 所得税法等の一部を改正する法律（令和６年法律第８号）附則第３条第１項の規定の適用がある場合における前条第２号に掲げる規定による改正後の香芝市税条例第３４条の７第１項第２号ロの規定の適用については、同号ロ中「寄附金」とあるのは、「寄附金（所得税法等の一部を改正する法律（令和６年法律第８号）附則第３条第１項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第１条の規定による改正前の所得税法第７８条第３項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）」とする。

議第 4 1 号

香芝市長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例を制定
することについて

香芝市長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例を次のとおり制定する。

令和 6 年 6 月 2 4 日提出

香芝市長 三 橋 和 史

香芝市長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の7第1項の規定に基づき、市長若しくは委員会の委員若しくは委員又は職員（同法第243条の2の8第3項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「市長等」という。）の市に対する損害を賠償する責任の一部を免れさせることに關し必要な事項を定めるものとする。

(損害賠償責任の免責額)

第2条 市長等の市に対する損害を賠償する責任は、市長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、市長等が賠償の責任を負う額から、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第173条の4第1項第1号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額（市長にあつては、当該普通地方公共団体の長等の基準給与年額に2を乗じて得た額）を控除して得た額について免れるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、市長等の同日以後の行為に基づく損害賠償責任について適用する。

議第 4 2 号

令和 6 年度香芝市一般会計補正予算（第 2 号）について

令和 6 年度香芝市一般会計補正予算（第 2 号）について、別紙のとおり議決を求める。

令和 6 年 6 月 2 4 日提出

香芝市長 三 橋 和 史

議第43号

財産の取得について

次の財産を取得しようとするため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第9号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和6年6月24日提出

香芝市長 三 橋 和 史

- | | |
|----------|---|
| 1 財産の名称 | 庁内ネットワークシステム用機器 |
| 2 財産の数量 | 一式 |
| 3 取得の目的 | 庁内ネットワークシステム用機器を更新するものである。 |
| 4 取得の方法 | 一般競争入札 |
| 5 取得価格 | 金28,148,120円 |
| 6 契約の相手方 | 大阪府中央区備後町二丁目6番8号 サンライズビル
扶桑電通株式会社 関西支店
常務執行役員支店長 北 拓兒 |